

奈良市三条通の沿道整備における専門家の役割

大阪市立大学大学院工学研究科 坂内 陽子
大阪市立大学大学院工学研究科 赤崎 弘平

1. 研究の背景及び目的

道路整備の実施計画はこれまで多くが行政担当部局で策定され、沿道住民などへの説明だけにとどまることが多かった。しかし近年、公共事業においてパブリックインボルブメント(以下、PI)が計画策定の中に位置づけられることが多くなり、各地の道路整備計画においてもそれが積極的に導入され、停滞していた事業が動き出すなどの一定の効果を上げていると評価されている¹⁾。

平成18年4月6日国土交通省道路局第16回基本政策部会「多様な主体の連携と協働による道路政策の推進」によると「PI やボランティア・サポート・プログラムの活動の一層の充実を図るとともに、施策提言などの活動を行う市民組織等、多様な主体との共同の積極的な推進が必要ではないか」と論点が挙がり、道づくりにおける国民の参加と責任ということで道路管理者と市民の関係は、「対話と協働」、「参加と責任」の精神のもと、関係者が皆でよりよい道路と地域をつくっていくことが必要であると述べている。

PIのあり方は事業の段階ごとに対象事項は異なるとされている²⁾。しかし、各段階において情報提供、広範な意見聴取、対話を通じた理解などの取り組みにより計画過程への住民の参加を促し、理解を得ながら計画を進めることが望まれている。

住民参加の作業過程には住民と行政の間を取り持つコンサルタントや建築家といった専門家の存在がすでにある。これまで、住民と行政の合意形成に関する手法や機能といった住民参加における研究は数々行われてきている^{3) 4) 1)}。住民参加のまちづくりや道路計画などにおいて、専門外である住民にとり発想を具体化し描出する専門家の存在は重要である。しかし、その専門家のまちづくりにおける役割の研究は少ない^{5) 6)}。

そこで本研究では、行政と住民の協働による道路計画を進めている奈良市三条通を取り上げ、筆者自身が参加した平成16年からの活動の経緯に基づき、そこでの専門家の果たした役割の事実を明らかにし、さらに専門家の有効な役割を果たせる投入時期を提言する。

2. 研究対象事例の特徴

三条通は平成9年3月に都市計画道路三条線(幅員16m)の事業認可を受け、この事業と並行して同年10月に「三条通地区地区計画」が決定されている⁷⁾。この三条通の整備計画を検討するため地元商店会によって編成されていた三条通プロジェクトチームを、奈良市まちづくり支援要綱に基づき「三条通まちづくり協議会」(以下、協議会)として平成8年に発足させ、魅力あるまちづくりを行うため通りの道路デザイン計画に参画している。その協議会の中の発案組織として有志により「企画委員会」がつけられ、協議会のデザイン案の発案を行っている。その発案の中で住民による独創的である意見として注目した点は、次の4点である。

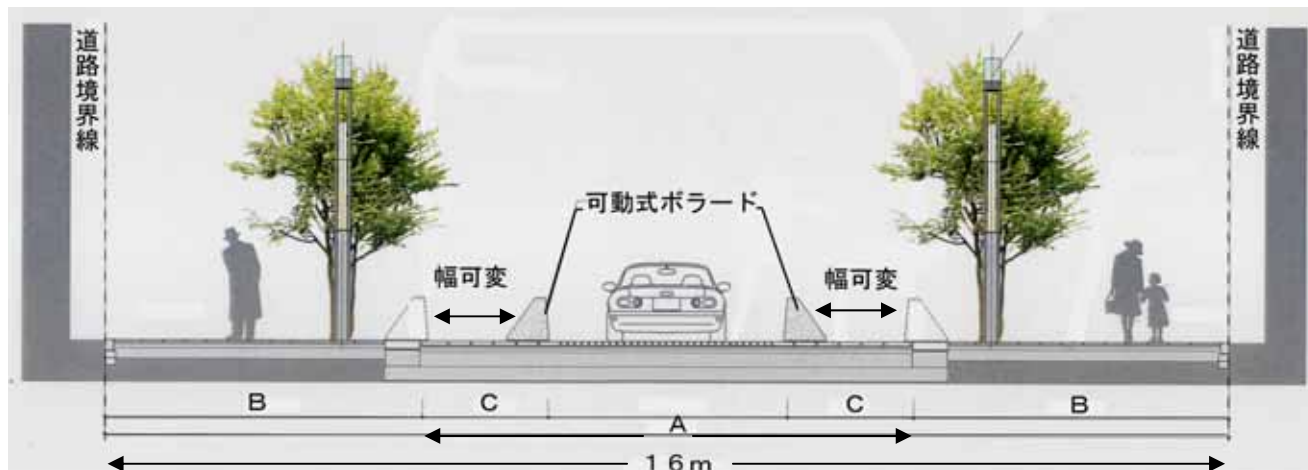


図1 三条通道路断面図案⁸⁾

道路の拡幅の目的は円滑な車両通行のためだけではなく、楽しい歩行空間(図1・B)の演出に使う。車道空間の一部を「ニュートラルゾーン」(以下、NTZ) (図1・C)と称し、駐輪場、荷捌き場、歩行空間等の利用方法を前面店舗に任せる空間を創出する。そのことをもって、年二度のお祭り行列を行いやすい幅員(図1・A)をもたせ、その見学者とそれによる通行の妨げが発生しない広い歩行空間(図1・B)の確保をすること。「NTZ」と車道の境界に「可動式ポラード」を用い、平素は「可動式ポラード」を通りの中心側へ寄せ車道を狭く使用する。歩行空間の根拠は後に示すものとする。

都市計画事業の幅員を確保した後、さらに敷地内において建築物を後退させ集客につながる拠点づくりとして空間を創出する。そこに人が集まることで賑わいの創出が可能であるという意見を持つ地権者の存在。街路樹は通り東側正面に広がる春日山と一体感を表現できる樹種を用いることとする。

電線類地中化に伴い出現する地上機の周囲に地上機を目立たなくさせる効果として、街路樹とパー状のベンチと照明灯を集め「島」と称し、配置する修景計画(図2)。

道路整備計画の中でも、に掲げる「NTZ」をとることはこれまでなかったことであり、その位置づけについては警察の道路交通管理上議論となり未決着である。しかし、車道と「NTZ」による広い幅員を持ち、行列の行きやすい通りであるということは地域性を表すことのできる特徴といえる。

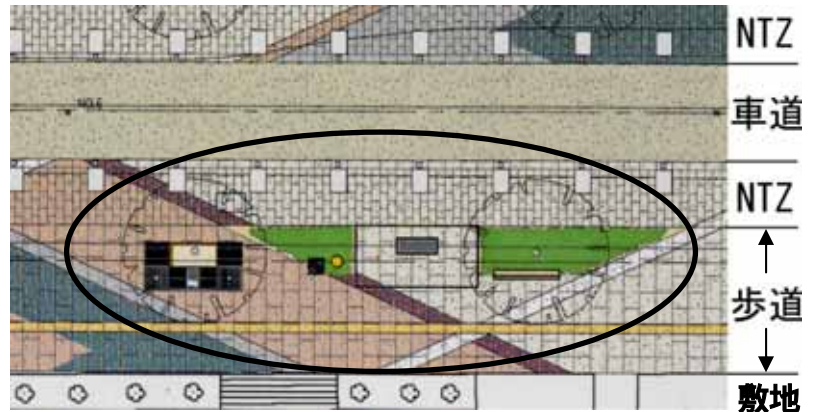


図2 「島」のデザイン案⁸⁾ (丸印の中)

3. 来街者・住民が三条通の歩道に対する意識

平成17年3月に三条通で実施したアンケートより来街者・住民の三条通の歩道に対する不満の意見の抽出を行った(図3)。ここで来街者とは三条通を訪れた住民以外の者を指し、住民とは三条通に面する町内会に所属する者を指すこととする。回答を集約すると、半数が歩道への看板、駐輪により狭く歩きにくいということがいえる。ここに通りに対する街来者と住民双方による明確な要求が表れ、このことは前項の広い歩行空間の確保の裏づけとなる。

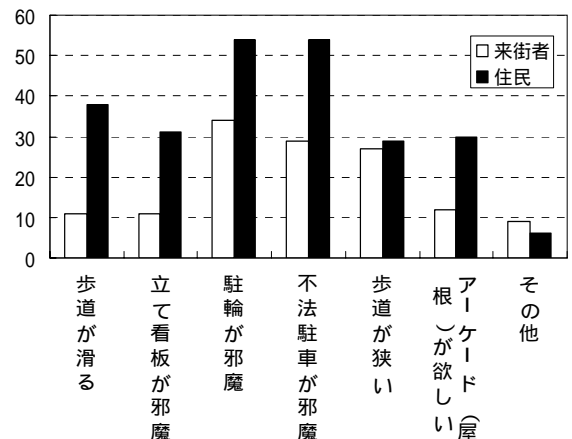


図3 三条通の歩道に対する不満点

4. 「協議会」活動の低迷

平成16年度中、隔週開催の「企画委員会」は行政の担当者と企画委員の話し合いであったが、双方とも具体的な像を描く術を持たないため共通認識としての空間像を有することができないまま時間が経過するばかりであった。

そして、「協議会」に提案を行うため「企画委員会」がようやく統一意見を出し説明会を行ったところ、ここでも空間像が描けず反対意見が続出し意見が差し戻された。このこともあり、当初都市計画事業着工の計画より既に3年の遅れが出ている。

5. 専門家の投入によるデザインの移り変わり

従前より「企画委員会」の専門家への要請はあったが、費用の面において採用されてこなかったが、平成16年9月に具体像の描出を行うため行政の要請による設計会社がここにきてようやく「企画委員会」に投入された。これは「協議会」から「企画委員会」へ提案が差し戻されたことが度重なりこれ以上の計画の遅延を懸念した行政の配慮によるものである。それまでは漠とした空間像であったものが、行政からこれまでの経緯を聞き取り具体的空間像を描出した案が専門家によって提出された。その専門家の描いた案を見て意見の練り直しが行われ新たなアイデアを創出することもあった。またばらばらに検討されていた項目についても、まとめられ平成18年2月現在以下に6つの事項に沿って提案がされている⁸⁾。

路面デザインについて(舗装材料など)
 植栽デザインについて(樹種・配置など)
 照明灯について(照明デザイン・照度など)

車止め(可動式ボラード)について
 島デザインについて(地上機器周辺の修景など)
 道路断面構成について(排水計画など)

専門家の投入された効果としては、以下である。〈企〉は「企画委員会」による案、〈専〉は専門家の修正案をさす。

〈企〉現在舗装面に使用している天然石にこだわらずクッション性もあり吸水性もある素材を使用する。舗装面には円弧などを使った模様を描き、歩きやすく歩くことが楽しくなる歩道を計画。筆者自身も舗装面の模様が高いところから見下ろすことでしか分からないのであれば、高いところへ行って見下ろす楽しみが生まれ、通りそのものが遊びの空間となることの面白みを提案した。

〈専〉通りはまず歩行空間の確保が大前提であると説明後、施工の簡略化、環境的配慮(材料の無駄を省くなど)、耐久性を上げるため直線的な模様とした。その効果を確認するため実際に通りの一部に天然石と人工石を施工し比較評価を行い素材の違いを体験した(図4)。体験を通し(天然石への)こだわりだけは採用意見は減った。

〈企〉「可動式ボラード」は、引き出せる取っ手を付けそれを持って動かせる「モノ」であり、明確なデザインは行えなかった。

〈専〉管理者以外が簡単に動かせないように200kgの重量を持た



図4 試作評価実験の説明(上下共)

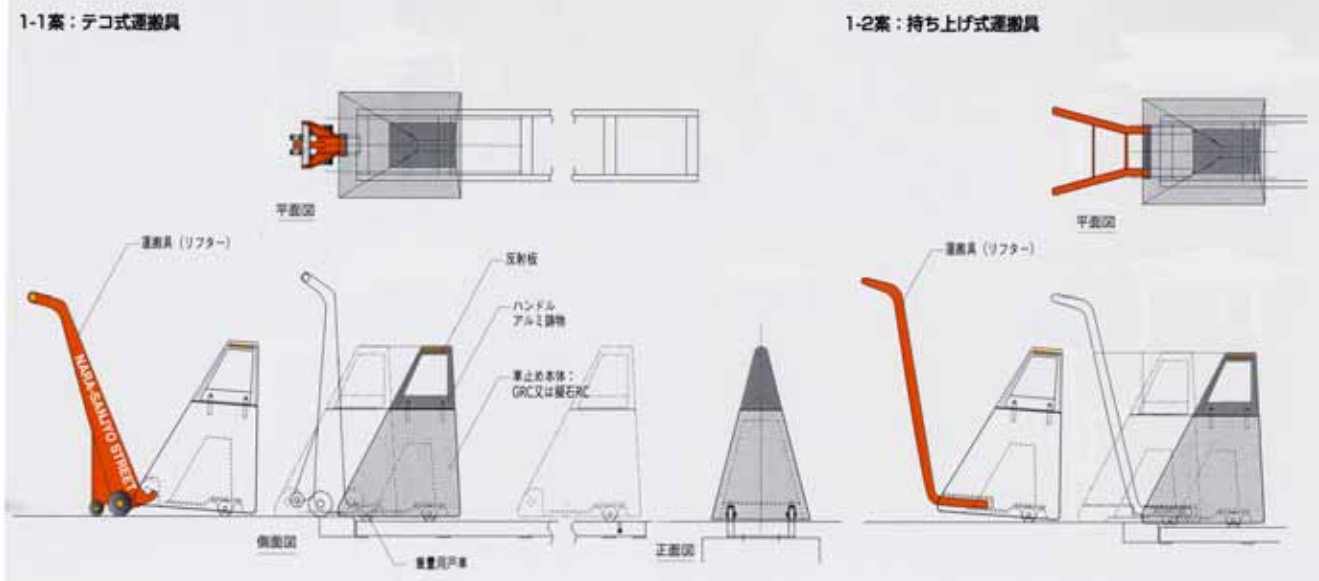


図5 ボラード案のデザイン⁸⁾

せた、てこを使う方法を考案した(図5)。ボラードの重量値を体験するため試作品を作り、体感してもらった(図6)。

〈企〉「島」をつくるということについて同意は得ていたが、落葉の清掃問題から樹種の選定が困難であった。「島」の形状は舗装面の円弧の模様に合わせ楕円とした。

〈専〉路面の模様にあわせ幾何学的形状でデザインをした(図2)。

6. 結論：専門家の役割

約1年間「協議会」が足踏み状態であったが専門家が入ったことにより会議が進捗し始めた。だが、公共事業の計画プロセスに住民が参加した場合、専門性を持つ行政の描く像に引きずられてしまう危



図5 専門家から説明を受ける

険性はある。また、参加の形態も形式的なワークショップやアンケート・ヒアリング調査、住民代表による委員会方式のとどまっているところも少なくない⁹⁾。また、専門家の支援により発想の固定化、実現性の限界を早期に判断してしまうことなどが指摘されている⁶⁾。

しかし、この通りのように住民の意欲ある参画は増えている。発案を像として描出し行政へ提案を行える専門家は、今後住民が行政と協働するにおいて欠かせない存在となってくる。

専門家には専門家としての既成概念(専門知識)が存在している。前項の 及び の専門家による修正案に表われている。専門家の発言・提案というのは、専門外の住民にとっては大変重みのあるものである。住民の発案意見が十分に出る前に専門家が像を描いた後、住民の意見が出なくなり出来上がったときに住民に違和感が残る。意見の統一は早く行われるが、それでは住民参加の計画でつくったものであるといえない。この事例では計画に遅れが出たが、意見が停滞する時期までは専門家を抜きにして住民による計画立案を行ったことは大切な過程であった。そして、住民が計画案の描写をできない部分について専門家が像を描いた。

本事例では費用の面から初動期より専門家の投入がされなかったが、費用の面の障害などがない場合であったとしても専門家の投入は震災復興などの急を要する場合を除き住民の意見が熟す時期まで待つことである。もしくは、完全な姿に見えない像を描き提案をすることで住民の更なる発案を促す時間的ゆとりが欲しい。また「企画委員会」で議論が繰り返されてきた中で「可動式ボラード」の設置や「島」として地上機器周辺の修景を行うといった独創的な提案がなされてきていたが、像が描かれ専門家の説明を受けるうちにその独自色が薄れてきた。住民による独創的な意見を専門家はその独自性を消さない像の描出を行うことが新たな課題である。それは住民の欲求を吸い上げることのできるスポンジのような状態で望むことが大切である。これからの専門家の必要性の高まりに対応できるように、専門性を持った人材の計画的募集を住民が簡単にできるシステムづくりも必要である。

補注

(1) ここで取り上げた以外にも多数ある。

参考文献

- 1) 上田啓行(2004)「パブリック・インボルブメントの6つの原則」http://sociosys.mri.co.jp/stuff/2004/0227_1.html
(株)三菱総合研究所
 - 2) 野田勝(2000)「利用者主体・利用者保護 利用者・住民参加型の計画手法 利用者・住民参加型の計画手法について」土木学会誌,vol.85,p.28
 - 3) 浦山益郎他(2001)「住民参加による地区幹線道路の計画立案プロセスにおける合意形成に関する事例研究 - 県道赤目滝線住民参加型道づくり事業の場合 - 」日本都市計画学会論文集,pp.553-558
 - 4) 錦澤滋雄他(2000)「まちづくりワークショップの合意形成機能に関する研究 - 鎌倉市都市計画マスタープラン策定過程に着目して - 」日本都市計画学会論文集,pp.841-846
 - 5) 山島哲夫他(1999)「初動期の街づくりにおける街づくり専門家の役割について - 街づくり専門家に対する意向調査を踏まえて - 」日本都市計画学会論文集,pp.553-558
 - 6) 河野壮史他(2002)「市民参加型まちづくりと専門家の役割に関する研究」日本建築学会中国支部研究報告集 25,pp.809-811
 - 7) 坂内陽子(2005)「住民参画による奈良市三条通の沿道景観整備の将来像の描出」日本都市計画学会関西支部講演概要集,pp.25-28
 - 8) 「奈良三条通り街路景観デザイン検討資料」2006年2月10日、三条通りまちづくり協議会
 - 9) 村田義郎(2000)「参加型計画づくりにおける住民と行政の意識及び計画内容の変容過程についての考察 - ワorkshopによる都市計画道路及び水辺空間整備計画策定(柳井市)を事例として - 」日本都市計画学会論文集,pp.865-870
- ・「地区計画の手引き - 三条通地区地区計画 - 」1998年、奈良市都市計画部計画課
 - ・「奈良市都市計画マスタープラン」2002年、奈良市都市計画部計画課
 - ・「奈良県都市計画区域マスタープラン」2004年、奈良県土木部都市計画課